

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月11日
【会社名】	積水化学工業株式会社
【英訳名】	Sekisui Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 高下 貞二
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満二丁目4番4号
【電話番号】	06 6365 4105
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 西田 達矢
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目3番17号
【電話番号】	03 5521 0521
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 人事部長 竹友 博幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 983,250,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	積水化学工業株式会社東京本社 (東京都港区虎ノ門二丁目3番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備えるものであります。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年11月11日付で四半期報告書を提出したことに伴い、2019年10月30日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照情報に追加するとともに、添付書類の「2020年3月期第2四半期(自2019年7月1日至2019年9月30日)の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

2020年3月期第2四半期(自2019年7月1日至2019年9月30日)の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）2019年6月20日関東財務局長に提出

2【四半期報告書】

事業年度 第98期第1四半期（2019年4月1日から2019年6月30日まで）2019年8月7日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2019年10月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月20日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第97期有価証券報告書および事業年度98期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（2019年10月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、参照書類である有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本届出書提出日（2019年10月30日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）2019年6月20日関東財務局長に提出

2【四半期報告書】

事業年度 第98期第1四半期（2019年4月1日から2019年6月30日まで）2019年8月7日関東財務局長に提出

事業年度 第98期第2四半期（2019年7月1日から2019年9月30日まで）2019年11月11日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（2019年11月11日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月20日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第97期有価証券報告書ならびに事業年度98期第1四半期報告書および第2四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年11月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、参照書類である有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本届出書の訂正届出書提出日（2019年11月11日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

以上